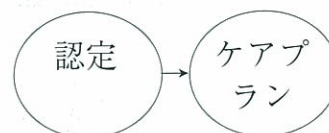


ご存知ですか？介護サービスを利用するために必要な手続・書類
今までは市の窓口で申請し、サービスを利用してきました。
でも介護保険では「認定」「ケアプラン」が給付の管理のために必要です。
介護を必要とするお年寄りがサービスを受けるために、これだけの手
続きが必須となっています。(最低30枚の書類がいたりきたりします)。



第一段階

介護度を決めるための
認定手続

①要介護認定の申請書を提出。
市役所か支援センターへ。
用紙も市役所か支援センタ
ーにある。



1. 支援センター、市役所
の調査員が訪問調査を
する。
2. かかりつけ医に意見書
の作成を依頼し市に提
出。
3. 市が認定審査会により
要介護度を決定する。

認定

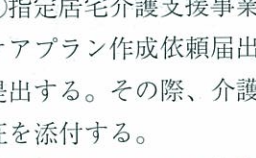
ケアプラン

契約

第二段階

介護計画を立てるための手続

③指定居宅介護支援事業所に
ケアプラン作成依頼届出書を
提出する。その際、介護保険
証を添付する。
ケアプランを自分で作成する
こともできるが、費用は全額
立て替え、後から還付手続き
を行う。



④ケアプラン作成について支援
事業所と契約する。
↓
担当のケアマネージャーが決定
する
・ 契約書
・ 契約書別紙
・ 重要事項説明書

認定

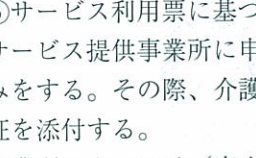
ケアプラン

契約

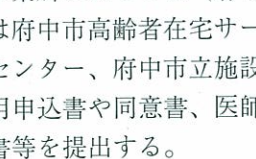
第三段階

サービスの利用するた
めの手続

⑥サービス利用票に基づいて
サービス提供事業所に申し込
みをする。その際、介護保険
証を添付する。
事業所によっては（府中市で
は府中市高齢者在宅サービス
センター、府中市立施設）利
用申込書や同意書、医師意見
書等を提出する。



⑦利用承認書
利用申込書に対して、
書が届く。



認定

ケアプラン

契約

第四段階

サービスの利用と支払そ
の後の手続

⑨サービス利用
ここでようやくサービスを利用
できる。

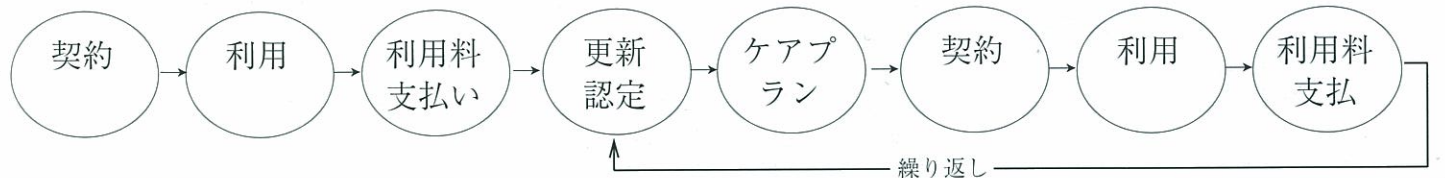


⑩前月分の利用について各事
業所から10日頃までに請求書
が届く。
事業所により現金払い（利用
の都度支払うところもある）、
銀行・郵便局への振込あるい
は自動振替等の方法がある。

認定

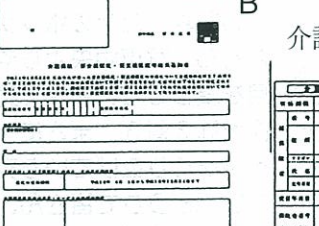
ケアプラン

契約



く。
の上限額の通知
限等）
知
の届出の案内
業所の一覧

介護保険被保険者証（3折）



この他に、自治体や法人に
より独自に利用料の軽減措
置を行っているところがある。
この場合も申請→軽減
確認証の発行、保険証とと
もに常に提示して利用料の
軽減を行う。

この他に、自治体や法人に
より独自に利用料の軽減措
置を行っているところがある。
この場合も申請→軽減
確認証の発行、保険証とと
もに常に提示して利用料の
軽減を行う。

⑤ケアプラン作成
・ ケアマネージャーが訪問して
課題分析し適切サービスを組み
立てて、利用者や家族の要望を
聞き居宅サービス計画書第1表
から利用表別表第8表までを作
成する。
（実際は利用者、家族の要望で
サービスが決まることが多い）

⑧サービスごとにサービス提供
事業所と契約を交わす。
・ 契約書
・ 契約書別紙
・ 重要事項説明書

認定

ケアプラン

⑧サービスごとにサービス提供
事業所と契約を交わす。
・ 契約書
・ 契約書別紙
・ 重要事項説明書

⑨サービス利用
ここでようやくサービスを利用
できる。

認定

ケアプラン

⑨サービス利用
ここでようやくサービスを利用
できる。

⑩前月分の利用について各事
業所から10日頃までに請求書
が届く。
事業所により現金払い（利用
の都度支払うところもある）、
銀行・郵便局への振込あるい
は自動振替等の方法がある。

認定

ケアプラン